

令和6年度「みんなで作る洲本市 PR イベント業務委託」

募集要項

委託期間 令和6年6月1日～令和7年3月31日

令和6年4月

兵庫県洲本市

令和6年度「みんなで作る洲本市PRイベント業務委託」に関する受託候補者の選定に当たり、公募型プロポーザル方式による事業者選定を行いますので、次のとおり公募します。

1 委託業務の目的

本業務は、2025年に開催される大阪・関西万博の機運醸成と、淡路花博25周年記念花みどりフェア（以下 花博）の合同イベントとして、洲本市が行うイベントの業務委託である。

2 受託候補者選定等のスケジュール

受託候補者の選定及び契約の締結については、下記のとおり行います。

内容	期日	備考
参加申込書 (第1号様式)	令和6年4月8日(月)午前9時～5月10日(金)午後3時まで	
質問書 (自由様式)	令和6年4月24日(水) 午後3時まで	
上記の質問書回答	令和6年4月30日(火)	
企画提案書 ・表紙のみ(第2号様式) ・提案内容資料	令和6年5月17日(金) 午後3時まで	提案内容資料(様式自由。ただしA4印刷とすること。)
見積書(第3号様式)		業務実行に関わる詳細な内訳書を添付
配置従事者調書(第4号様式)		未確定の場合は配置予定と記入可
事業者の概要 (自由様式)		事業体制および営業内容が分かる資料、ただしA4印刷とする。
プレゼンテーション	令和5年5月下旬	詳細は別途通知
受託候補者の選定結果通知	令和5年5月下旬	
受託候補者との協議	令和5年5月下旬	
契約の締結	令和5年6月1日	

3 委託業務の内容

(1) 委託業務

- ・洲本市民および観光客が体験、参加できる企画内容とすること。
- ・SDGsに関連する企画内容とすること。
- ・地域資源を生かした企画内容とすること。
- ・市街地における回遊性を持たせる企画内容とすること。
- ・本市の観光地および既存施設を会場とするものとする。
- ・イベント参加者に対し、リピート性を持たせる企画内容とすること。

- ・宣伝・広告方法において、効果効率の高い企画内容とすること。
- ・業務終了後には、実施状況および内容が明確に判断できる書類を提出すること。

(2) 委託期間

令和6年6月1日から令和7年3月31日までとする。ただし、所定の手続きを経て、令和7年5月10日まで委託期間を延期する予定である。

また、審査において業務内容が市の評価基準（平均50点）に達しない場合は、双方協議のうえ委託料の減額および上記の委託期間内での契約解除を行う場合がある。

(3) 契約上限額

8,000,000円（税込み）とする。

(4) 委託料の支払い

原則として業務の履行確認後、受託者の適正な請求に基づき支払うものとする。

4 参加資格

(1) 参加者が備えるべき参加資格

ア 参加者の構成

単独または共同事業体(JV)の企業とする。

イ 参加資格要件

参加者は、公告から契約締結までの期間中において、以下に掲げる要件をすべて備えていること。

本市の入札参加資格等

- (ア)既に納期が到来している法人税および法人市民税等に、未納又は滞納がない者であること。
- (イ)洲本市による指名停止を受けていない者であること。
- (ウ)地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (エ)会社更生法又は民事再生法に基づき、更生手続き又は再生手続きの開始の申し立てがなされていない者であること。
- (オ)不渡手形又は不渡小切手を発行し銀行当座取引停止を受ける等、経営状況が著しく不健全でない者であること。
- (カ)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に定められた暴力団又は密接な関係等でない者であること。
- (キ)政治的・宗教的な企業・団体等でない者であること。
- (ク)共同事業体にて参加する場合は、共同事業体に関する協定書を締結していること。
- (ケ)共同事業体にて参加する場合は、名称を定め事業を統括する代表事業者を選任していること。
- (コ)共同事業体の構成事業者は、重複して1者または他の共同事業体として参加することができないものとする。
- (サ)共同事業体を構成する各事業者は上記(ア)～(キ)に掲げる要件をすべて備えていること。

ウ その他

本要項に定めるもののほか、プロポーザルにあたって参加者に周知させる必要事項が生じた場合は、適宜、通知するものとする。

5 プロポーザル参加に関する手続き

ア 実施要項等の交付期間

(ア) 交付期間：令和6年4月8日(月)午前9時～5月10日(金)午後3時までとする。

(イ) 交付方法：本市のホームページにて公開する。

イ プロポーザル参加申込書（第1号様式）の提出

プロポーザル参加申込書を以下により受け付ける。

(ア) 提出期間

令和6年4月8日(月)午前9時～5月10日(金)午後3時までとする。

(イ) 提出場所

本市事務局

(ウ) 提出方法

持参にて提出すること。

(エ) 提出書類

- ・ 提出書類は、様式集に示すとおりとし、第1号様式を提出すること。
- ・ 支店または営業所等が申込みを行う場合は、代表者からの委任状(第7号様式)を提出すること。
- ・ 既に納期が到来している法人税および法人市民税等の納税証明書を提出すること。
- ・ 法人における登記事項証明書を提出すること。
- ・ 共同事業体においては共同事業体に関する協定書、すべての構成事業者の既に納期が到来している法人税および法人市民税等の納税証明書と、法人における登記事項証明書を提出すること。
- ・ 共同事業体においては、代表企業への委任状(第8号様式)を提出すること。

(オ) 参加資格の確認の留意点

本市は、提出されたプロポーザル参加申込書により、参加を表明した者に対し参加資格の可否をメール及び書面にて令和6年5月17日(金)に連絡する。

参加資格要件を満たしていることが確認された者であっても、委託契約締結までの間に、参加資格要件を欠くような事態が生じた場合は、その時点で失格とする。

ウ 質問書の受付

質問を以下のとおり受け付ける。

(ア) 受付期間

令和6年4月8日(月)午前9時～4月24日(水)午後3時までとする。

(イ) 質問方法

仕様書等に質問がある者は、質問書(自由様式)に質問の内容を記入して電子メールで送信し、電話にて到着確認をすること。なお、その他の方法による質疑は受け付けない。

(ウ)提出先

本市事務局 shoukou@city.sumoto.lg.jp

エ 質問に対する回答

(ア)回答日

令和6年4月30日(火)

(イ)回答方法

質問に対する回答は、全参加者にメールにて通知を行う。

オ 企画提案書(第2号様式)・見積書(第3号様式)・配置従事者調書(第4号様式)・事業者の概要の提出について

(ア)提出期限

令和6年5月17日(金)午後3時までとする。

(イ)提出場所

本市事務局

(ウ)提出方法

持参にて提出すること。

(エ)提出書類

提出書類は、様式集に示すとおりとし、正本1部 副本9部を提出すること。

カ 参加の辞退

提案者が、当該プロポーザルを辞退する場合は、辞退届(第6号様式)を提出すること。なお、プロポーザルを辞退した者が、これを理由として以後の指名等について不利益な取り扱いを受けることはない。

キ その他

本市が提示する資料及び回答書は、本要項と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。

6 予測されるリスクの責任分担

ア リスク管理の基本方針

本委託業務の実施に係る責任は、原則として受託者が負う。ただし、本市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、別途受託者と協議の上、市が必要と認めた場合のみ責任を負う。

イ リスク分担

予想されるリスク及び本市と受託者との責任分担は、原則として別紙「リスク分担表」の通りと定める。

7 本業務の再委託の禁止

本業務の受託者は、業務の全部もしくは一部を外部に委託し、または請負わせてはならない。ただし、受注者があらかじめ、書面により業務の一部について外部に委託し、または請負わせることについて、本市の承諾を得た場合はこの限りでない。

8 提案書類の審査と優先交渉権者の決定等

ア 選定委員会の設置

本市が計画している令和6年度「みんなで作る洲本市PRイベント業務委託」についてプロポーザル方式により優先交渉権者を決定するにあたり、中立かつ公平、公正な審査を行うことを目的として、選定委員会を設置する。

イ 審査及び優先交渉権者の決定

選定委員会は、提案者から提出された提案書類について、第5号様式に基づいて審査を行い、最多得点を獲得した提案者を優先交渉権者、第2位を次点交渉権者、第3位を第3交渉権者として決定する。

なお提案書類の審査に併せ、提案者によるプレゼンテーションを実施する（説明員3名以内によるプレゼンテーション20分質疑応答10分）。

プレゼンテーション実施日は、令和6年5月下旬の予定であるが開催時刻等の詳細については、提案書類提出期限以降に連絡するものとする。

ウ 評価方法（様式第5号にて審査）

100点を上限とする。

評価項目	配点	求める事項
企画内容	40点	<ul style="list-style-type: none">・市民・他市町村からの利用者を惹きつけられるか。・実績等から実現性の可能性はどうか。・広域的な視点からの観光および地域振興策が提案されているか。・施設の利用者の増加や利便性を向上できるか。
広報戦略	20点	<ul style="list-style-type: none">・市民・他市町村へも広く周知できるか。・目的に応じた企画運営および広報活動であるか。
集客対策	20点	<ul style="list-style-type: none">・効果的な集客対策が講じられているか。・利用者の満足度を得られる内容であるか。
運営体制	10点	<ul style="list-style-type: none">・本業務を遂行するに当たり、十分な体制作りが出来ているか（人的基盤の見込み含む）。
見積金額	10点	<ul style="list-style-type: none">・予算内の委託料となっているか、または提案内容に対する妥当性があるか。
計	100点	

エ 情報公開及び提供

審査結果については、提案者全員に書面で通知するとともに、洲本市ホームページで公表する。また、本件に係る情報公開請求があった場合には、洲本市情報公開条例に基づき、プロポーザル参加者や優先交渉権者決定方法等を公開することがある。

オ 市事務局

プロポーザル参加申込及び優先交渉権者の決定等に係る本市の事務局は次のとおりであり、本要項において本市事務局とあるのは、全てこれに該当する。

【事務局】 住 所：〒656－8686

兵庫県洲本市本町三丁目4番10号

洲本市役所 産業振興部 商工観光課

担当：粟井、元木

TEL：0799－24－7613

FAX：0799－23－0978

E-mail：shoukou@city.sumoto.lg.jp

リスク分担表

リスク	リスクの内容		リスクの責任分担	
			市	受託者
応募もしくは議会の議決が得られない等、契約が締結出来なかった場合	1	応募に関して必要となる費用		○
	2	応募に関して負担した費用及び生じた損害、業務の準備のために負担した費用及び生じた負担		○
契約を締結したが契約破棄をせざるを得ない場合	3	応募に関して負担した費用及び生じた損害、業務の準備のために負担した費用及び生じた負担		○
債務不履行	4	市が契約内容を不履行	○	
	5	受託者が業務及び契約内容の不履行		○
委託費用の増大	6	受託者側の要因による運営費用の増大		○
	7	市側の要因による運営費用の増大	○	
	8	人件費、物品費等の物価及び金利の変動に伴う経費の増加		○
不可抗力のリスク	9	天災・暴動等による変更・中止等が生じるリスク		○
企画提案リスク	10	企画提案事項の未達成		○
受託業務中の事故等	11	受託者の責めに帰すべき行為等により第三者に損害を与えた場合		○
	12	騒音・振動・悪臭の発生により、周辺住民等、第三者の生活環境を阻害し損害を与えた場合		○
	13	上記11・12以外の場合。	両者協議	